

福島大学保健管理センター紀要

第 32 号

(平成28年度)



福島大学保健管理センター

目 次

はじめに.....	保健管理センター所長 小室安宏.....	1
業 務 報 告 (平成28年度)		
保健管理センター実施事業.....		3
学生定期健康診断実施結果.....		4
(胸部レントゲン検査・尿検査・身長体重・内科診察、BMI測定)		
体育系学生特別健康診断検査結果.....		10
月別利用状況一覧表.....		12
病院等医療機関紹介状況、紹介状返答状況.....		16
救急箱利用状況、月別健康診断証明書発行状況.....		17
平成28年度ストレスチェック結果報告.....		18
業績・活動報告		
平成29年<2017年>業績		20
他機関との連携による若者向けの自殺予防の取り組み.....		21
自殺予防対策活動報告.....		22
保健管理センター主催特別講演会.....		24
福島大学アクセシビリティ支援室における学生サポーター養成の取り組み.....		25
保健管理体制		
福島大学保健管理センター機構図.....		33
保健管理センター職員名簿、非常勤学校医名簿、センターに関する事務職員名簿.....		33
保健管理センター運営委員会委員名簿.....		34
福島大学保健管理センター規則.....		35
福島大学保健管理センター運営委員会規程.....		38
福島大学保健管理センターの所長及び教員の選考に関する規則.....		41
沿 革.....		44
あ と が き.....		46

は　じ　め　に

福島大学保健管理センター所長　小室安宏

保健管理センター紀要第32号をお届けします。

2017年<平成29年>も終わりを告げようとしています。2020年5月1日には新しい年号に代わることも決まり、平成もあと1年数か月を残すのみとなりました。「昭和生まれ」と一世代前の扱いから、「平成生まれのさらに前」と2段階も昔の人と言われてしまうのでしょうか。寂しい限りです。

さて、医療福祉関係だけをみても今年もいろいろなことがありました。2月には、NHKの看板番組「ガッテン」で糖尿病治療に睡眠薬が使えるかのような表現をして、学会などが抗議し、番組側が謝罪するという一幕がありました。今や医療系の話題を扱う番組は、NHKだけでなく民放でも花盛りですが、視聴者はテレビ放送（特にNHK）に対する信頼度が高く、あれを食べると健康になるとか、この治療がいいとか放送されると、次の日にはスーパーで品切れが起きたり、医者が説明に追われ現場が混乱したりすることをよく耳にします。あれから番組は反省して無難なテーマを扱ったり、この治療はあくまでも研究段階ですよと繰り返し説明したりと、落ち着くところに落ち着いた感があります。講義の学生アンケートをみても、テレビでやってたりネットに書いてあったりする情報は本当なのかという質問が多く、やはり、見ている一般人の情報に対するヘルスリテラシーを上げるしか解決の道はないのだと思います。

6月には、フリーアナウンサーから梨園の妻になった小林真央さんが、乳がんとの闘病の末亡くなりました。闘病中に開設し、死の直前まで続けたブログで病状を積極的に発信し、注目を集めました。まだ30代、お子さんも小さくご本人もさぞ無念だったでしょう。しかし、私が気になったのは彼女の受けた治療についてです。報道では、標準的な治療をやめ、民間療法的なものをうけていたとありました。一概に民間療法を否定するつもりはありませんが、こういった進行癌で治療の選択肢が限られてきている患者さんに、医療が寄り添えていないのではないかと、深く考えさせられました。

7月には聖路加国際病院名誉院長の日野原重明氏が105歳で亡くなりました。医学教育の発展に寄与したカナダの医学者、ウィリアム・オスラーを紹介するなど、日本の医学教育の礎を築き、その発展に貢献したほか、聖路加看護大学学長を務め、幅広く医療人材の教育に力を入れていたことで知られています。私は51歳と日野原先生の半分にも満たないですが、仕事ぶりは先生の足元にも及ばないでしょう。先生を見習い、もっと頑張らねばと心に誓いつつ、合掌。

あとは時間外労働規制など、医師の働き方改革をめぐる動きもありました。2016年に

電通の新入社員が自殺する事件が起きて以降、「働き方」は社会問題化し、医療界でも同年に新潟市民病院の女性後期研修医が過労自殺するなどありました。医師の地域偏在・診療科偏在対策をめぐる動きとも絡み、応招義務や自己研鑽の時間をどう扱うかなど医師特有の問題もあり、難しい対応を迫られていると思います。

といった2017年ですが、保健管理センターではどうかというと、ちょっと小さな話ですがホームページを新しくしたことです。こういったものを作るのは素人ですが、今は充実したソフトがあり、指示どおりにやってみると結構簡単にできました。更新するのも容易です。見え方に気がつかれました。学生はPCではなく、スマホで閲覧します。PC仕様をスマホでみると字が細かく読みにくいと聞きます。そこで、画面の「スマホ仕様」も同時に配信できるようにしました。でも、ちょっとがっかりだったのは、先日学生に閲覧情報を聞いてみたら、ほとんど見てくれていないことが分かったことです。今後はみんなに見てもらおうよう広報に努めたいと思います。

最後になりましたが、本年4月に渡辺先生のと引き継ぎましたが、その4月早々に、突発的に1週間も入院するという緊急事態が起きました。おかげさまで今は元気にしておりますが、周りのスタッフにはご迷惑をおかけしました。この場を借りて感謝申し上げます。渡辺先生の抜けた穴はとても埋まりそうにありませんが、後任の片山先生がエネルギーに働いてくれており、今まで以上に保健管理センターは、福島大学の心身の健康を担う中枢として活動してまいりたいと思っています。これまでと変わらず保健管理センターの事業にご協力をお願い申し上げます。

(平成29年12月)

業 務 報 告

平成28年度保健管理センター実施事業

月	主 業 務	出張・刊行物
4 月 5 月	<p>【新入生ガイダンス】 【新入生健康調査 事後処理】 【定期健康診断】 1年生 編入生 大学院1年生 非正規生 (交換留学生 研究生) ：身長体重測定・尿検査・胸部レントゲン撮影・内科診察 1年生はUPIも実施 4年生 大学院2年生 (共生システム理工学研究科 (博後) 3年生) ：身長体重測定・尿検査・胸部レントゲン撮影 2・3年生 共生システム理工学研究科 (博後) 2年生 ：身長体重測定・尿検査 胸部レントゲン撮影は健康診断記録カードの問診結果に より、受診</p> <p>【5日間介護体験・保育実習生学生健康診断】 身長体重測定・尿検査・胸部レントゲン撮影・内科診察 【特別健康診断 (体育系公認サークル40団体)】 心電図・血圧測定 【定期健康診断結果電算処理】 【身体検査書証明書自動発行機用CSV作成】 随時更新～通年 【再検査者呼び出し掲示】 随時更新～9月 上記健康診断再検査者への検査・相談指導・病院紹介等(通年)</p>	
6 月 8 月	<p>【オープンキャンパス2016救護】 【特別講演】 テーマ：自殺予防対策特別講演会 ～ゲートキーパーを学ぼう～ 講師：福島県精神保健福祉センター所長 畑 哲信先生 【平成28年度入学生麻疹調査票集計】</p>	<p>【全国大学保健管理研究集会東北地方研究集会 (岩手)】 【全国大学保健管理研究集会東北地方部会看護分科会 (岩手)】</p>
9 月 12 月	<p>【教職員定期健康診断 補助】 【特別講演】 テーマ：共に学ぶセクシャリティ講座 ～自分とパートナーを大切にできる関係づくり～ 講師 学校医 西口クリニック婦人科 野口まゆみ先生 【教職員に対するストレスチェック調査】 【平成29年度定期健康診断等打ち合わせ】</p>	<p>【全国大学保健管理施設協議会(大阪)】 【全国大学保健管理研究会集会(大阪)】 【全国大学メンタルヘルス学会(東京)】</p>
1 月 3 月	<p>【平成29年度定期健康診断等実施計画策定】 【定期健康診断・利用状況データ統計処理】 【紀要データ作成】 【大学入試センター試験救護】 【二次試験救護】</p>	<p>【フィジカルヘルス・フォーラム(長崎)】</p>
通 年	<p>診療・カウンセリング・健康相談・健康診断書作成・禁煙支援 非常勤医師 各月1回 胃腸科 (14:30～16:00) 婦人科 (14:00～15:30)</p>	<p>【福島大学保健管理センター紀要第31号 発行】</p>

平成28年度学生定期健康診断実施結果

胸部レントゲン撮影

学 類	学年	対象数	受診数	受 診 率	再 検 対 象 数	再 検 受 診 数	再 検 受 診 率
人間発達文化学類	1	288	282	97.9	2	2	100.0
	2	64	64	100.0	1	1	100.0
	3	250	250	100.0	1	1	100.0
	4	353	278	78.8	0	0	
	合 計	955	874	91.5	4	4	100.0
行政政策学類	1	219	208	95.0	0	0	
	2	50	50	100.0	0	0	
	3	46	46	100.0	0	0	
	4	270	203	75.2	1	1	100.0
	合 計	585	507	86.7	1	1	100.0
経済経営学類	1	234	223	95.3	1	1	100.0
	2	56	56	100.0	0	0	
	3	38	38	100.0	0	0	
	4	277	166	59.9	1	1	100.0
	合 計	605	483	79.8	2	2	100.0
現代教養コース	1	66	50	75.8	0	0	
	2	20	20	100.0	0	0	
	3	4	4	100.0	0	0	
	4	84	32	38.1	0	0	
	合 計	174	106	70.0	0	0	
共生システム理工学類	1	194	180	92.8	1	1	100.0
	2	49	49	100.0	0	0	
	3	65	65	100.0	0	0	
	4	227	149	65.6	0	0	
	合 計	535	443	82.8	1	1	100.0
学 類 総 合 計		2,854	2,413	84.5(83.8)	8	8	100.0
人間発達文化研究科	1	38	29	76.3	0	0	
	2	46	23	50.0	0	0	
	合 計	84	52	61.9	0	0	
地域政策科学研究科	1	7	1	14.3	0	0	
	2	19	4	21.1	0	0	
	合 計	26	5	19.2	0	0	
経済学研究科	1	15	4	26.7	0	0	
	2	31	2	6.5	0	0	
	合 計	46	6	13.0	0	0	
共生システム 理工学研究科 (博前)	1	37	29	78.4	0	0	
	2	44	37	84.1	0	0	
	合 計	81	66	81.5	0	0	
共生システム 理工学研究科 (博後)	1	5	3	60.0	0	0	
	2	3	1	33.3	0	0	
	3	13	4	30.8	0	0	
	合 計	21	8	38.1	0	0	
大 学 院 合 計		258	137	53.1(52.1)	0	0	

() 内は平成27年度の受診率

尿 検 査

学 類	学年	対象数	受診数	受 診 率	再 検 対 象 数	再 検 受 診 数	再 検 受 診 率
人間発達文化学類	1	288	243	84.4	21	14	66.7
	2	289	154	53.3	4	2	50.0
	3	308	262	85.1	4	3	75.0
	4	353	248	70.3	12	10	83.3
	合 計	1,238	907	73.3	41	29	70.7
行政政策学類	1	219	181	82.6	13	3	23.1
	2	226	97	42.9	2	1	50.0
	3	225	76	33.8	3	1	33.3
	4	270	162	60.0	8	3	37.5
	合 計	940	516	54.9	26	8	30.8
経済経営学類	1	234	193	82.5	8	3	37.5
	2	230	85	37.0	4	1	25.0
	3	243	63	25.9	3	1	33.3
	4	277	146	52.7	6	2	33.3
	合 計	984	487	49.5	21	7	33.3
現代教養コース	1	66	44	66.7	3	0	0.0
	2	52	17	32.7	0	0	
	3	70	16	22.9	1	0	0.0
	4	84	30	35.7	1	1	100.0
	合 計	272	107	39.3	5	1	20.0
共生システム理工学類	1	194	159	82.0	25	9	36.0
	2	184	92	50.0	7	5	71.4
	3	195	104	53.3	6	3	50.0
	4	227	134	59.0	13	9	69.2
	合 計	800	489	61.1	51	26	51.0
学 類 総 合 計		4,234	2,506	59.2(61.3)	144	71	49.3
人間発達文化研究科	1	38	25	65.8	0	0	
	2	46	21	45.7	0	0	
	合 計	84	46	54.8	0	0	
地域政策科学研究科	1	7	0	0.0	0	0	
	2	19	4	21.1	0	0	
	合 計	26	4	15.4	0	0	
経済学研究科	1	15	4	26.7	0	0	
	2	31	2	6.5	0	0	
	合 計	46	6	13.0	0	0	
共生システム 理工学研究科 (博前)	1	37	26	70.3	2	1	50.0
	2	44	35	79.5	3	3	100.0
	合 計	81	61	75.3	5	4	80.0
共生システム 理工学研究科 (博後)	1	5	2	40.0	0	0	
	2	3	1	33.3	0	0	
	3	13	4	30.8	0	0	
	合 計	21	7	33.3	0	0	
大 学 院 合 計		258	124	48.1(48.6)	5	4	80.0

() 内は平成27年度の受診率

身長体重測定

学 類	学年	対象数	受診数	受 診 率
人間発達文化学類	1	288	282	97.9
	2	289	221	76.5
	3	308	275	89.3
	4	353	278	78.8
	合 計	1,238	1,056	85.3
行政政策学類	1	219	208	95.0
	2	226	141	62.4
	3	225	99	44.0
	4	270	207	76.7
	合 計	940	655	69.7
経済経営学類	1	234	225	96.2
	2	230	133	57.8
	3	243	100	41.2
	4	277	166	59.9
	合 計	984	624	63.4
現代教養コース	1	66	50	75.8
	2	52	27	51.9
	3	70	22	31.4
	4	84	32	38.1
	合 計	272	131	48.2
共生システム理工学類	1	194	180	92.8
	2	184	132	71.7
	3	195	124	63.6
	4	227	151	66.5
	合 計	800	587	73.4
学 類 総 合 計		4,234	3,053	72.0(68.9)
人間発達文化研究科	1	38	29	76.3
	2	46	23	50.0
	合 計	84	52	61.9
地域政策科学研究科	1	7	1	14.3
	2	19	4	21.1
	合 計	26	5	19.2
経済学研究科	1	15	4	26.7
	2	31	2	6.5
	合 計	46	6	13.0
共生システム理工学研究科(博前)	1	37	29	78.4
	2	44	37	84.1
	合 計	81	66	81.5
共生システム理工学研究科(博後)	1	5	4	80.0
	2	3	1	33.3
	3	13	4	30.8
	合 計	21	9	42.9
大 学 院 合 計		258	138	53.5(52.5)

() 内は平成27年度の受診率

内科診察

学 類	学年	対象数	受診数	受診率	再 検 対 象 数	再 検 受 診 数	再 検 受 診 率
人間発達文化学類	1	288	282	97.9	2	1	50.0
	2	20	20	100.0	0	0	0
	3	225	237	105.3	0	0	0
	4	1	2	200.0	0	0	0
	合 計	534	541	101.3	2	1	50.0
行政政策学類	1	219	208	95.0	0	0	0
	2	4	5	125.0	0	0	0
	3	10	10	100.0	0	0	0
	4	0	1	0.0	0	0	0
	合 計	233	224	96.1	0	0	0
経済経営学類	1	234	225	96.2	0	0	0
	2	0	0	0.0	0	0	
	3	10	9	90.0	0	0	0
	4	0	0	0.0	0	0	
	合 計	244	234	95.9	0	0	0
現代教養コース	1	66	50	75.8	0	0	0
	2	0	0	0.0	0	0	
	3	4	4	100.0	0	0	
	4	0	0	0.0	0	0	
	合 計	70	54	77.1	0	0	0
共生システム理工学類	1	194	179	92.3	0	0	0
	2	0	0	0.0	0	0	
	3	22	32	145.5	0	0	0
	4	1	1	100.0	0	0	0
	合 計	217	212	97.7	0	0	0
学 類 総 合 計		1,298	1,265	97.5 (93.1)	2	1	50.0
人間発達文化研究科	1	38	29	76.3	0	0	0
	2	0	0	0.0	0	0	
	合 計	38	29	34.5	0	0	0
地域政策科学研究科	1	7	1	14.3	0	0	0
	2	0	0	0.0	0	0	
	合 計	7	1	3.8	0	0	0
経済学研究科	1	15	4	26.7	0	0	0
	2	0	0	0.0	0	0	
	合 計	15	4	8.7	0	0	0
共生システム 理工学研究科 (博前)	1	37	29	78.4	0	0	0
	2	0	0	0.0	0	0	
	合 計	37	29	35.8	0	0	0
共生システム 理工学研究科 (博後)	1	5	4	80.0	0	0	0
	2	0	0	0.0	0	0	
	3	0	0	0.0	0	0	
	合 計	5	4	19.0	0	0	0
大 学 院 合 計		102	67	65.7(62.5)	0	0	0

() 内は平成27年度の受診率

BMI測定

学 類	性別	対象者	受診者	低 体 重 (0.0~18.4)		普 通 体 重 (18.5~24.9)		肥 満 (1 度) (25.0~29.9)		肥 満 (2 度) (30.0~34.9)		肥 満 (3 度) (35.0~39.9)		肥 満 (4 度) (40.0~)	
				該当者	該当率 (%)	該当者	該当率 (%)	該当者	該当率 (%)	該当者	該当率 (%)	該当者	該当率 (%)	該当者	該当率 (%)
人 文 学 人間 発 達 学 化 学 類	男	493	384	26	6.8	300	78.1	48	12.5	7	1.8	2	0.5	1	0.3
	女	745	672	71	10.6	528	78.6	63	9.4	6	0.9	4	0.6	0	0.0
	計	1,238	1,056	97	9.2	828	78.4	111	10.5	13	1.2	6	0.6	1	0.1
行 政 学 政 策 類	男	523	343	42	12.2	248	72.3	46	13.4	6	1.7	1	0.3	0	0.0
	女	417	312	54	17.3	225	72.1	27	8.7	6	1.9	0	0.0	0	0.0
	計	940	655	96	14.7	473	72.2	73	11.1	12	1.8	1	0.2	0	0.0
経 済 学 経 営 類	男	672	405	34	8.4	310	76.5	52	12.8	7	1.7	2	0.5	0	0.0
	女	312	219	25	11.4	182	83.1	11	5.0	1	0.5	0	0.0	0	0.0
	計	984	624	59	9.5	492	78.8	63	10.1	8	1.3	2	0.3	0	0.0
現 代 教 育 学 二 次 養 育 類	男	156	71	5	7.0	57	80.3	7	9.9	2	2.8	0	0.0	0	0.0
	女	116	60	5	8.3	47	78.3	6	10.0	2	3.3	0	0.0	0	0.0
	計	272	131	10	7.6	104	79.4	13	9.9	4	3.1	0	0.0	0	0.0
共 同 学 部 生 活 工 学 類	男	648	456	41	9.0	345	75.7	58	12.7	7	1.5	5	1.1	0	0.0
	女	152	131	18	13.7	100	76.3	11	8.4	2	1.5	0	0.0	0	0.0
	計	800	587	59	10.1	445	75.8	69	11.8	9	1.5	5	0.9	0	0.0
総 計		4,234	3,053	321	10.5	2,342	76.7	329	10.8	46	1.5	14	0.5	1	0.0

学 類	性別	対象者	受診者	低 体 重 (0.0~18.4)		普通体重 (18.5~24.9)		肥 満 (1度) (25.0~29.9)		肥 満 (2度) (30.0~34.9)		肥 満 (3度) (35.0~39.9)		肥 満 (4度) (40.0~)	
				該当者	該当率 (%)	該当者	該当率 (%)	該当者	該当率 (%)	該当者	該当率 (%)	該当者	該当率 (%)	該当者	該当率 (%)
人間発達文化研究科	男	36	26	1	3.8	18	69.2	5	19.2	2	7.7	0	0.0	0	0.0
	女	48	26	3	11.5	19	73.1	2	7.7	2	7.7	0	0.0	0	0.0
	計	84	52	4	7.7	37	71.2	7	13.5	4	7.7	0	0.0	0	0.0
地域政策科学研究科	男	18	2	1	50.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	50.0	0	0.0
	女	8	3	0	0.0	2	66.7	0	0.0	0	0.0	1	33.3	0	0.0
	計	26	5	1	20.0	2	40.0	0	0.0	0	0.0	2	40.0	0	0.0
経済研究学 科	男	40	5	1	20.0	1	20.0	3	60.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	女	6	1	0	0.0	1	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	計	46	6	1	16.7	2	33.3	3	50.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
共生システム理工学研究科 (博前)	男	70	55	5	9.1	37	67.3	8	14.5	4	7.3	1	1.8	0	0.0
	女	11	11	2	18.2	9	81.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	計	81	66	7	10.6	46	69.7	8	12.1	4	6.1	1	1.5	0	0.0
共生システム理工学研究科 (博後)	男	17	7	0	0.0	7	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	女	4	2	1	50.0	1	50.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	計	21	9	1	11.1	8	88.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
総 合 計	計	258	138	14	20.9	95	68.8	18	13.0	8	5.8	3	2.2	0	0.0

体育系学生特別健康診断実施結果（平成28年度）

受診者

所 属	男	女	計
バ ト ミ ン ト ン	5	1	6
卓 球	1	0	1
ソ フ ト ボ ー ル	23	0	23
空 手	1	0	1
水 泳	1	0	1
準 硬 式 野 球	3	0	3
硬 式 野 球	28	0	28
柔 道	8	0	8
ラ グ ビ ー	14	0	14
ハ ン ド ボ ー ル	12	7	19
経 済 バ ス ケ ッ ト ボ ー ル	8	1	9
バ ス ケ ッ ト ボ ー ル	16	11	27
バ レ ー ボ ー ル	11	16	27
弓 道	16	12	28
ソ フ ト テ ニ ス	24	8	32
硬 式 テ ニ ス	1	4	5
ラ ク 口 ス	7	4	11
陸 上 競 技	36	22	58
剣 道	16	11	27
サ ッ カ ー	32	0	32
原 種 Seed	10	15	25
少 林 寺 拳 法	0	1	1
合 気 道	1	0	1
山 岳 部	1	0	1
オ リ エ ン テ ー リ ン グ	1	7	8
夜 間 主 テ ニ ス	2	0	2
行 政 陸 上	3	0	3
ス キ ー	2	1	3
馬 術	1	1	2
そ の 他	9	2	11
合 計	293	124	417

- ・ 検査項目：心電図 血圧測定
- ・ 対 象：体育系公認サークルに所属する学生希望者
（参考：平成27年度 男子233名 女子109名 合計342名）
- ・ 昨年度より64名（その他を除く）受診人数が増加した。
- ・ 事前に各部活のマネージャーへのメール、当日ライブキャンパス（学術情報統合システム）による受診の勧奨が受診率増加に繋がったと考えられる。

心電図検査結果

判定区分	所見名(人数)							
	度房室ブロック疑	度房室ブロック疑	WPW症候群疑	高度房室ブロック疑	不完全右脚ブロック疑	上室性期外収縮疑	完全左脚後枝ブロック疑	不完全右脚後枝ブロック疑
再検査対象者		1	1	2			1	
12ヶ月後再検査	3				1	1		
合計	1	1	1	2	1	1	1	1

・要再検査5名の内、4名は医師と面接し病院受診勧める。

・12ヶ月後再検査6名は、医師と面接し経過観察とする。

(参考：平成27年度 要再検査 1名 12ヶ月後再検査 5名)

血圧測定結果

判定区分	人数	
要指導	7	要指導：収縮期血圧130～139mmHg / 拡張期血圧85～89mmHg
要精密検査	2	要精密検査：収縮期血圧140mmHg以上 / 拡張期血圧90mmHg以上
合計	9	

・呼び出し、定期的な血圧測定や生活指導を行った。

(参考：平成27年度 要指導 14名 要精密検査 5名)

月別利用状況一覽表 (平成28年度)

主訴 (大分類)	主 訴 (小分類)	4 月		5 月		6 月		7 月		8 月	
		学生	職員	学生	職員	学生	職員	学生	職員	学生	職員
内 科	検 査	46	0	138	0	100	0	32	0	5	0
	頭 痛	6	0	11	3	7	1	5	0	1	0
	口 内 ・ 咽 頭 痛	14	2	17	2	23	0	11	0	2	2
	腹 痛	4	0	4	0	5	0	3	0	0	0
	発 熱	3	0	1	0	1	0	1	0	0	0
	鼻 汁	3	1	2	0	1	0	3	0	0	0
	咳 ・ 嘔 声 ・ 痰	4	0	13	0	14	1	2	0	0	2
	胸痛 (呼吸困難含む)	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0
	下 痢 ・ 便 秘	2	0	1	0	2	1	2	0	0	0
	嘔気・嘔吐・食欲不振	4	0	2	0	8	0	7	0	1	0
	そ の 他 (内科的)	6	0	10	0	6	1	8	3	9	1
大 分 類 計		92	4	200	5	167	4	74	3	19	5
外 科 ・ 整 形 外 科	頸 ・ 肩 痛	4	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	背 ・ 腰 痛	1	0	3	0	2	0	2	0	0	1
	四 肢 痛	0	0	5	0	2	0	2	0	0	0
	捻 挫	3	0	3	0	4	0	0	1	0	0
	打 撲	0	0	2	0	2	1	5	0	0	1
	外 傷	7	0	12	0	20	2	9	1	4	0
	骨 折	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他 (外科・整形外科的)	5	0	3	0	3	0	5	0	1	0
大 分 類 計		20	0	29	0	33	3	23	2	5	2
耳 鼻 咽 喉 科	耳 痛	2	0	1	0	0	0	0	0	2	0
	口 内 ・ 咽 頭 痛	2	0	1	0	1	0	3	0	1	0
	聴 力 異 常	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	耳 鳴 ・ 眩 暈	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鼻 出 血	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他 (耳鼻咽喉科的)	1	0	2	0	4	2	2	0	2	0
大 分 類 計		5	1	4	0	5	2	5	0	5	0
眼 科	眼 痛	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
	打 撲	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
	麦粒腫・霜粒腫	3	0	0	0	1	0	0	0	1	0
	視 力 異 常	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	結膜充血・眼内異物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	流涙・眼脂・羞明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	眼 瞼 搔 痒	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

9 月		10 月		11 月		12 月		1 月		2 月		3 月		合 計	
学生	職員	学生	職員	学生	職員	学生	職員	学生	職員	学生	職員	学生	職員	学生	職員
1	0	17	0	9	0	9	0	4	0	1	0	0	0	362	0
2	0	6	1	5	0	1	1	5	0	1	0	1	0	51	6
3	0	24	2	18	2	11	2	21	1	9	0	4	0	157	13
1	0	2	0	4	0	1	0	4	1	0	0	1	0	29	1
1	0	0	0	3	0	3	0	5	0	4	0	1	0	23	0
2	0	6	0	4	1	4	0	5	0	3	0	1	0	34	2
0	0	10	1	10	1	4	1	3	0	6	0	1	0	67	6
0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	7	2
0	1	2	0	2	0	3	0	2	0	1	0	0	0	17	2
0	0	7	1	1	0	5	0	3	0	2	0	1	0	41	1
0	1	6	0	8	1	4	0	2	0	2	0	2	2	63	9
10	3	81	5	65	5	46	4	54	2	30	0	13	2	851(893)	42(32)
0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2	0	0	7	2
0	0	2	0	0	0	0	0	2	0	2	0	1	0	15	1
0	0	1	0	1	0	1	0	4	0	1	1	0	0	17	1
0	0	2	0	1	0	2	0	1	0	0	1	0	0	16	2
0	1	3	0	4	0	0	0	1	0	0	0	0	1	17	4
6	0	9	0	7	0	4	0	3	0	3	0	2	0	86	3
0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0
2	0	2	1	3	1	4	0	2	0	0	0	1	0	31	2
8	1	19	1	16	1	13	0	14	0	6	4	4	1	190(193)	15(6)
0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0
0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	9	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
1	0	1	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	5	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	0	1	0	1	0	2	0	1	0	0	0	0	0	18	2
3	0	3	0	3	0	2	0	3	0	0	0	0	0	38(30)	3(1)
0	0	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	5	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	7	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

主訴 (大分類)	主 訴 (小分類)	4 月		5 月		6 月		7 月		8 月	
		学生	職員	学生	職員	学生	職員	学生	職員	学生	職員
	そ の 他 (眼科的)	0	0	1	0	1	1	2	0	1	0
	大 分 類 計	3	0	1	0	2	1	4	0	2	0
皮 膚 科	や け ど	0	0	4	0	6	0	2	0	0	0
	皮膚腫瘍・皮膚疹	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	化 膿 (おでき含む)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	虫さされ・蕁麻疹	3	0	6	0	16	0	2	1	3	0
	皮膚炎 (湿疹・かぶれ)	3	0	2	0	4	0	3	0	1	0
	そ の 他 (皮膚科的)	3	0	1	0	1	0	3	0	0	1
	大 分 類 計	9	0	13	0	28	0	10	1	4	1
歯 科	歯 痛	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	そ の 他 (歯科的)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大 分 類 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
婦 人 科 ・ 泌 尿 器 科	生 理 不 順	1	0	0	0	2	0	0	0	1	0
	生 理 痛	1	0	1	1	4	0	4	1	1	0
	排 尿 異 常	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0
	その他 (婦人科・泌尿器科的)	4	1	1	2	2	0	1	0	0	0
	大 分 類 計	6	1	2	3	9	0	6	1	2	0
健 康 相 談	健 康 相 談 (内 科)	27	0	7	0	17	3	12	0	11	0
	健 康 相 談 (外 科)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	健 康 相 談 (その他)	13	0	18	1	27	1	46	1	3	2
	大 分 類 計	40	0	25	1	44	4	58	1	14	2
カウ ン セ リ ン グ	不 安 状 態	17	0	12	0	9	0	22	0	12	0
	心 気 状 態	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	強 迫 状 態	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	躁 状 態	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	う つ 状 態	0	0	0	0	1	0	4	0	5	0
	幻 覚 妄 想 状 態	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	神 経 衰 弱 状 態	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ヒ ス テ リ ー 状 態	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	保 留	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不 眠	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	コ ン サ ル テ ー シ ョ ン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他 (カウンセリング的)	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
	大 分 類 計	17	0	12	0	10	0	27	0	17	0
	総 合 計	192	6	286	9	298	14	207	8	68	10

() 内は平成27年度の来所人数

9 月		10 月		11 月		12 月		1 月		2 月		3 月		合 計	
学生	職員	学生	職員	学生	職員	学生	職員	学生	職員	学生	職員	学生	職員	学生	職員
0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	1
0	0	3	0	3	0	3	0	1	0	0	0	0	0	22(18)	1(1)
1	0	3	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	19	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	31	2
1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	18	0
0	1	1	0	2	0	1	0	2	0	1	0	0	0	15	2
3	1	5	0	4	0	2	1	2	0	3	0	1	0	84(79)	4(1)
0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0
0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	3(7)	0(0)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0
0	0	2	0	3	0	0	0	0	0	1	0	0	1	17	3
0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1
0	0	1	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	12	3
0	1	3	0	5	0	2	0	0	0	1	0	0	1	36(56)	7(1)
4	1	20	4	11	0	7	3	4	1	5	2	4	1	129	15
0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0
3	1	10	0	7	3	7	2	9	0	4	1	4	1	151	13
7	2	32	4	19	3	14	5	13	1	9	3	8	2	283(204)	28(6)
8	0	4	0	12	0	9	0	10	0	8	0	5	0	128	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7	0	4	0	6	0	4	0	6	0	4	0	1	0	42	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	6	0	1	0	2	0	2	0	0	0	11	
0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	2	
0	0	1	0	4	0	1	0	2	0	1	0	0	0	10	
15	0	9	0	28	0	16	0	20	0	16	0	7	0	194(169)	
46	8	156	10	143	9	100	10	107	3	65	7	33	6	1,701 (1,649)	100(48)

【インフルエンザ検査実施状況】 【緊急対応について】

	実施数	陽性数
学 生	24	11
職 員	0	0
計	24	11

	救急車搬送	タクシーで受診	休養で回復	その他	計
学 生	7	9	7	7	30
職 員	0	0	0	1	1
計	7	9	7	8	31

参考：平成27年度

参考：平成27年度

	実施数	陽性数
学 生	14	1
職 員	2	0
計	16	1

	救急車搬送	タクシーで受診	休養で回復	その他	計
学 生	8	2	12	0	22
職 員	1	0	0	1	2
計	9	2	12	1	24

病院等医療機関紹介状況 (平成28年度)

月 別	科別 区分	内 科	外 科	整 形 外 科	皮 膚 科	耳 鼻 咽 喉 科	循 環 器 科	呼 吸 器 科	内 分 泌 科	眼 科	神 経 内 科	脳 外 科	形 成 外 科	歯 科	泌 尿 器 科	婦 人 科	血 液 内 科	総 合 診 療 科	救 急 科	計
4月	学 生		1	2	1										1	1			2	8
	教・職員			1		1														
5月	学 生	5		2	1	1	2		3									1		15
	教・職員																			0
6月	学 生	4		1		2					1	1				1				10
	教・職員																			0
7月	学 生	2		2		2						1								7
	教・職員																			0
8月	学 生	1		1		1									1					4
	教・職員																			0
9月	学 生			1																1
	教・職員	1																		1
10月	学 生	2		3	1	2	1				1					1	1			12
	教・職員	1															1			2
11月	学 生	2		3																5
	教・職員																			0
12月	学 生	3			1															4
	教・職員	1																		1
1月	学 生	2		1		2														5
	教・職員	1																		1
2月	学 生	1																		1
	教・職員	1																		1
3月	学 生	1																		1
	教・職員										1									1
計	学 生	23	1	16	4	10	3	0	3	0	2	2	0	0	2	2	2	1	2	73
	教・職員	5	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	9
	合 計	26	1	17	4	11	3	0	3	0	3	2	0	0	2	2	3	1	2	82

紹介状返答状況 (平成28年度)

	紹介状発行数 (枚)	返 信 数	返 答 率 (%)
学 生	73	46	63.0
教・職員	9	8	88.9
合 計	82	54	65.9

救急箱利用状況 (平成28年度)

月	使用目的	使用数	使用数合計
4	現代教養コース 新入生合宿ガイダンス	2	13
	行政政策学類 新入生合宿ガイダンス	2	
	福大祭スポーツフェスティバル(福大祭実行委員)	8	
	考古学実習	1	
5	新入生学外研修 (経済経営学類)	1	4
	学祭レクリエーション	1	
	むらの大学 (フィールドワーク)	1	
	みらいバス かつらお村民運動会	1	
6	自然体験実習 事前合宿 (人間発達文化学類)	2	12
	新入生学外研修 (経済経営学類)	3	
	行政バレーボール大会	1	
	森であそんでみよう (地域連携課)	1	
	福大祭内企画	1	
	ワンディ・インターンシップ・バスツアー	4	
7	むらの大学 (フィールドワーク)	3	16
	ワンディ・インターンシップ・バスツアー	4	
	学祭レクリエーション	1	
	みらいバス 集まれ!ふたばっ子2016	1	
	東北地区大学体育大会 ハンドボール部	2	
	わくわくJr.カレッジ 身近な生活の科学 (地域連携課)	1	
	わくわくJr.カレッジ サイエンス屋台村 (地域連携課)	3	
	みらいバス 相馬野馬追	1	
8	ひらめき ときめきサイエンス	2	10
	自然体験実習	4	
	ワンディ・インターンシップ・バスツアー	2	
	職員採用試験	1	
	スタ ふくプロジェクト	1	
9	わくわくJr.カレッジ 現代美術クリニック (地域連携課)	1	9
	森であそんでみよう (地域連携課)	1	
	スタ ふくプロジェクト	1	
	むらの大学 (自己学習プログラム)	4	
	発掘調査	1	
	FD宿泊研修	1	
10	むらの大学 (フィールドワーク)	1	17
	学祭レクリエーション	1	
	みらいバス 浪江町	1	
	AO・編入学入試	1	
	ミニオープンキャンパス	2	
	福大祭スポーツフェスティバル (福大祭実行委員)	9	
	みらいバス 大熊町の今を知る	2	
11	キッツ森のようちえん	1	5
	わくわくJr.カレッジ 子ども料理教室 (地域連携課)	1	
	みらいバス 広野町	1	
	推薦入試	2	
12	むらの大学 (フィールドワーク)	2	3
	わくわくJr.カレッジ バスケットボール (地域連携課)	1	
1	浪江町視察交流会	1	1
2	入学試験	3	4
	スタ ふくプロジェクト	1	
3	わくわくJr.カレッジ ロボット工作教室 (地域連携課)	1	3
	バスケットボール指導者講習会 (地域連携課)	1	
	古墳の測量調査	1	
合計			97

月別健康診断証明書発行状況 (平成28年度)

発行枚数

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
保健管理センター	18	20	5	11	5	0	11	7	0	4	1	7	89
自動発行機	127	1,051	676	316	200	131	153	122	43	19	56	123	3,017
合計	145	1,071	681	327	205	131	164	129	43	23	57	130	3,106

平成28年度ストレスチェック結果報告

保健管理センター産業医

1. ストレスチェックの目的

メンタルヘルス不調の未然防止を強化するため、本人にその結果を通知して自らのストレスの状況について気づきをうながし、個々のストレスを低減させる。

検査結果を手段ごとに集計・分析し、職場におけるストレスの要因そのものを低減するための方法を模索する。

ストレスの高い者を早期に発見し、医師による面接指導につなげることで、個々のメンタルヘルスの不調を未然に防止する。

2. 対象者

全職員645名 (大学教員 334名 事務職員 219名 (正規120名 非正規99名)、附属学校教員 92名)

3. 実施時期と方法 (事務職員、大学教員及び附属教員)

実施事務従事者 (人事課労務担当) より、各部局長、各附属学校園長、各課・室長へ、メールにて調査依頼及び調査の実施概要説明 (目的や調査票の活用方法等) を行い、9月の定期健康診断時に受診票と合わせて配布した。丁寧な事前周知を行った上で、原則全員提出してもらうように要請した。

4. 職員へのフィードバック

原則、9月下旬にすべての項目に記名し提出した者に対し、「通知文」「ストレスプロフィール」「レーダーチャート」を返却し、セルフケアのための参考資料とした。

5. 提出率63.4% (昨年45.8%) (全職員645名中提出者409名 以下409/645)

- ・大学教員 49.1% (164/334)
- ・事務職員 79.5% (174/219) (正規81.7% (98/120) 非正規76.8% (76/99))
- ・附属学校教員 77.2% (71/92)

6. 結果

1) 高ストレス者の判定方法に基づいて判定した高ストレス者は提出者409名中35名で、提出者中8.6% (以下35/409) であった。うちストレスチェック制度に基づく面接をうけたものは1名である。

2) 内訳：大学教員9.8% (16/164)、事務職員5.2% (9/174) (正規6.1% (6/98) 非正規4%)

(3/76))、附属学校教員14.1% (10/71)

3) 職場ストレス判定図の考え方・読み方に基づいて10名以上の提出者の15職場で検討した。健康リスク総合評価が120以上の職場はひとつ (134) あり、100を超えた職場は3職場であった。量コントロールでは最高は140、100を超えた職場は5職場、職場の支援では最高は115、100を超えた職場は4職場であった。10名未満の職場は個人の特定を避けるため検討は行わなかった。

7. 対 策

- ・ ストレスプロフィールを参考にしたセルフケア
- ・ 職場の上司によるラインケア
- ・ 産業医による相談・診療 外部の医療機関への紹介・受診
- ・ 健康リスクが高い職場では、現状把握、仕事内容の見直し、人間関係の問題点の洗い出し、職場構成者だけでなく、上の管理者や専門職等を交えての話し合いなどを持つ 等

- ・ パターン別のストレス対策のヒント
- ・ 活用事例

業績・活動報告

平成29年<2017年>業績

学会司会等

小室安宏、第55回全国大学保健管理研究集会東北地方研究集会一般演題司会、弘前、2017

和文論文

学内にて自動体外式除細動器を含めた心肺蘇生法により救命しえた事例 小室安宏、角田夕子、黒澤恵、渡辺厚 CAMPUS HEALTH、54 (2)、230-233、2017

大学保健管理センターにおける血圧管理システムの意義 小室安宏、福島大学研究年報、第13号、2017年8月

学会発表

他機関との連携による若者向け自殺予防の取り組み 黒澤恵、小室安宏、角田夕子、片山規央
第55回全国大学保健管理研究集会東北地方研究集会、弘前、2017

「他機関との連携による若者向け自殺予防の取り組み」

福島大学保健管理センター

○黒澤恵、角田夕子、片山規央、小室安宏、渡辺厚

キーワード ゲートキーパー 大学生 自殺予防 他機関との連携

【はじめに】

日本の自殺者数は減少傾向にあるが、15～34歳の若い世代で死因の第1位が自殺となっているのは先進7カ国では日本のみである¹⁾。日本における自殺対策は、特に若年層へ向けた対策が喫緊の課題であるといえる。近年、自殺対策基本法の一部改正により、多方面の連携による自殺予防の取り組みが必要とされている。当大学では若者への自殺予防を自治体と連携して活動する必要があると考え、福島県精神保健福祉センターと連携して、ゲートキーパー養成の啓発活動と若者への自殺予防に効果的な啓発方法の検討を行った。

【活動報告】

1. 講演会

ゲートキーパー養成の啓発活動として、平成27年・28年に、福島県精神保健福祉センタースタッフによる特別講演会を実施した。内容は、自殺の現状や自殺と関連するリスク・相談する・頼るといった援助希求能力についての説明、自殺予防の必要性、適切な傾聴方法のモデリング、相談機関の紹介などである。参加した学生は平成27年度は144名、平成28年度は175名であった。

2. 若者のための自殺予防を一緒に考える会

福島県精神保健福祉センターの事業の一環として、若者への自殺予防に効果的な啓発方法の検討するため、平成27年度は検討会を2回、平成28年度は6回の検討会を開催し、自分を含め周囲はどのようなことで悩んでいるか、悩みの解決方法、大学生に効果的な普及啓発方法、媒体は何かを検討した。検討の結果、使用頻度が高く、大量生産しやすい、常備しやすいという点から付箋を啓発する媒体として作成する事にした。付箋の大きさは縦5cm×横10cmとして、学生の筆箱に入る大きさとした。付箋にはプラスチックのカバーケースをつけ、メッセージや相談機関を載せることにした。表紙のタイトルは学生の字をそのまま使用し、暖かみがある付箋に仕上げ、周囲の視線が気になるため相談番号は内側に小さく入れるなどの配慮も行った。

【考察】

大学生という若者自身が検討し合う事により、学生生活に密着した効果的な媒体作りに繋がったのではないかと考えられる。渡邊らは、「学生自身が研究媒体を説明する手法により、他者へ相談することに抵抗のあった学生に対しセルフケアや援助希求行動の必要性を伝え、望ましい方向へ意識変化を認めた点に一定の効果があった」と述べている²⁾。この様に、媒体作成に関わった学生が同年代の学生に対して説明するというピア・エデュケーションの手法を視野に入れた普及啓発方法を今後は検討し、学内の活動の輪を広げていけるような関わりが必要だと考える。学内の活動が広まることによって、互いに関心をもつきっかけ作りに繋がるのが重要である。

【参考文献】

1)内閣府 平成28年度版自殺対策白書 2016 ; 13

2)渡邊みゆき,大類真嗣,佐藤泰啓.「若年層向けの普及啓発活動」の取り組み 大学生を対象とした自殺予防対策. 平成26年度仙台市精神保健福祉総合センター紀要 2015 ; 18:6-11

自殺予防対策活動報告

2016年4月、自殺対策基本法の一部改正により人材の確保・心の健康の保持に係わる教育の啓発では、行政だけでなく、医療機関や教育機関との連携・協力も明記され、多方面の連携による自殺予防の取り組みが必要とされている。

自殺対策を行う人材の確保としては、各市町村や保健福祉事務所、保健所、精神保健福祉センター等が中心となり、一般住民に対してゲートキーパー養成の啓発活動を行っている。

ゲートキーパーとは、自殺に至る前のサインを発している人に気づき、声をかけ、話を聞いて必要な支援につなげ、見守る人のことを意味する。ゲートキーパーの役割は「気づき」「傾聴」「つなぎ」「見守り」である。「気づき」は家族や仲間の変化に気づいて、声をかける・「傾聴」は本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける・「つなぎ」は早めに専門家に相談するよう促す・「見守り」は温かく寄り添いながら、じっくりと見守ることが重要である。

これらの現状を踏まえ、福島大学保健管理センターでは、ゲートキーパー養成と若者への自殺予防に効果的な啓発方法の検討を目的として、福島県精神保健福祉センターと連携して、以下の活動を行った。

【平成28年度の活動内容】

自殺予防対策特別講演会～ゲートキーパーを学ぼう～

日 時：7月13日（水）2限目10時20分～11時50分

参加者：175名

「自殺と自殺予防について考える」

講 師 福島県精神保健福祉センター 所長 畑 哲信 先生

「悩みを持つ人に声をかけ、話を聞き、専門機関につなぐ」

講 師 臨床心理士 本多 忠勝 先生

内容は、自殺の現状や自殺と関連するリスク・相談する・頼るといった援助希求能力についての説明、自殺予防の必要性、悩みを持つ人へ声をかけ話を聞く、専門機関のつなぎ方などであった。また、悩んでいる友人への声掛け、適切な傾聴方法のモデリング、相談機関の紹介もあった。保健管理センター教員の授業の1コマを使用し、レポートの提出を求めたこともあり、多くの学生の参加が得られた。

若者のための自殺予防を一緒に考える会

日 時：10月5・19日、11月2・16・30日、12月14日の水曜日、13時～15時

福島県精神保健福祉センターの事業の一環として、若者への自殺予防に効果的な啓発方法や媒体の検討をするため、検討会を実施した。

媒体については、学生の使用頻度が高く、常に持ち歩ける、大量生産しやすいという点から、作成する媒体を付箋に決定した。また、付箋の大きさについても、学生たちの筆箱の大きさを測定し、入りやすい大きさを検討した。縦5cm×横10cmの付箋にプラスチックのカバーケースをつけ、メッセージや相談機関を載せることにした。表紙のデザインやキャラクター、言葉も学生の意見を取り入れた。表紙のタイトルは学生の字をそのまま使用し、暖かみがある付箋に仕上がった。また、周囲の視線が気になるため相談番号は内側に小さく入れるなどの配慮も行った。

【平成29年度の活動内容】

自殺予防対策特別講演会～ゲートキーパーを学ぼう～

日 時：7月5日（水）2限目10時20分～11時50分

参加者：165名

「人生のリスク～ストレスに取り組む～」

モデリング「悩みを持つ友人に声をかけ、話を聞き、信頼できる大人につなぐ」

講 師 福島県精神保健福祉センター 所長 畑 哲信 先生

若者のための自殺予防を一緒に考える会

日 時：10月4・18日、11月1・15・29日、12月13日の水曜日、13時～15時

平成28年度に作成した付箋をどのような方法で配布することが効果的を検討する。

保健管理センター主催特別講演会

<共に学ぶセクシャリティ健康講座～自分とパートナーを大切にできる関係づくり>

昨年に引き続き、講演会を開催致しました。

日 時：平成29年10月11日（水） 10：30～11：40

会 場：共通講義棟 L3教室

講 師：野口 まゆみ 先生（学校医 西口クリニック 婦人科）

内 容：知っておきたい自分の性・相手の性

月経前後のトラブル

性感染症と妊娠

避妊について

性に関する不安や悩み

今時の若者たちの「性」

デートDVについて

参加者：109名

福島大学アクセシビリティ支援室における 学生サポーター養成の取り組み

アクセシビリティ支援室

富田 香

はじめに：障害者差別解消法と高等教育機関での支援

障害者の権利擁護のための取り組みは、近年世界的にも進められており、平成18年には国連において、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進するための包括的かつ総合的な国際条約である、「障害者の権利に関する条約」（以下権利条約）が採択された（内閣府，2015）。日本では平成19年に同条約に署名し、以来、国内法の整備を始めとする取り組みが行われてきた。この取り組みの一つとして、平成25年には「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別の解消を推進すること」を目的として、平成25年6月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、差別解消法）が制定され、翌26年には権利条約を締結した。この差別解消法は平成28年4月より施行され、(1) 障害を理由とする差別的取り扱いの禁止、(2) 社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止（合理的配慮の不提供の禁止）、(3) 国による啓発・知識の普及を図る、という3点を柱にした取り組みが推進されている。

障害者差別解消法の施行により、大学等の高等教育機関においても、障害者差別解消法の施行により上記の取り組みが法的義務、もしくは努力義務を伴い求められるようになった。ただし、教育分野においては、同法の施行以前から、障害者への差別を解消する取り組みが求められていた。たとえば、障害者基本法 第16条には「国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢、能力及び障害の状態に応じ、十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない」と規定されている（内閣府，2013）。国立大学に対しては、国立大学法人法第22条に「修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと」が義務づけられている（文部科学省，2003）。また、教育基本法第4条2（教育の機会均等）には、「国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。」と障害学生の支援を直接に規定している（文部科学省，2006）。さらに、発達障害者支援法 第8条2には、「大学及び高等専門学校は、発達障害者の障害の状態に応じ、適切な教育上の配慮をするものとする」とあり（文部科学省，2004）、大学での障害学生支援が義務付けられている。

このように、大学においても障害学生支援を一層充実させることが求められているが、そのこととは別に障害学生の在籍者数自体が増加しているという現状がある。平成18年度の大学における障害学生の在籍率は0.16%であったが、年々増加し、平成28年度は0.83%であった（周，2017）。障害学生が急増する中、障害のある学生に対し適切に支援を行うことが各大学に求められている。

障害のある学生に対する修学支援の課題

平成24年12月に出された文部科学省の「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）」においては、国、大学等及び独立行政法人等の関係機関が取り組むべき課題が提示された（文部科学省，2012）。短期的課題としては、「各大学等における情報公開及び相談窓口の整備の促進」、および「拠点校及び大学間ネットワークの形成」の2点が示された。一方、中・長期的課題には、「大学入試の改善」、「高校及び特別支援学校と大学等との接続の円滑化」、「通学上の困難の改善」、「教材の確保」、「通信教育の活用」、「就職支援等」、「専門的人材の養成」、「調査研究、情報提供、研修等の充実」、および「財政支援」の9点が示された。また、今後推進すべき課題のひとつとして「全ての学生や教職員への理解促進・意識啓発を行うこと」が挙げられ、平成29年3月に出された同検討会報告（第二次まとめ）では、各大学が取り組むべき主要課題とその内容（6）で「教職員に加え、支援補助学生を含めた学生全体への理解促進の取り組みも重要」とさらに明確に打ち出されている（文部科学省，2017）。

福島大学（以下、本学）においても、障害学生支援部署として平成27年4月にアクセシビリティ支援室が新たに設置された。アクセシビリティ支援室では、肢体不自由、聴覚障害、視覚障害、精神障害（発達障害を含む）、内部疾患等のある学生を支援の対象としている。また、合理的配慮の提供にあたっては、その根拠となる資料（医師の診断書、障害者手帳等）が必要であるが、カウンセラーとの相談、およびカウンセリングについては、未診断の学生であっても利用可能である。

本稿の目的

本学では、アクセシビリティ支援室の設置により、入学前から就労までの支援、また修学面では、合理的配慮の検討から提供までを可能とするための諸制度の整備が着実に進んできた。一方で、障害学生の修学を補助する支援学生（学生サポーター）の養成はいまだ試行錯誤の段階であり、他大学での取り組みを参考としながら、本学独自の取り組みを構築していく必要がある。本稿では、他大学で行われてきた代表的な学生サポーター制度および本学での学生サポーター養成の初年度の取り組みをまとめ、その課題を明らかにする。

学生サポーター養成に関する各大学の取り組み

差別解消法施行以前から、各大学では障害学生を支援する学生（以下支援学生）の養成に関する様々な取り組みが行われている。各大学で実施されている取り組みは、以下の3つに大別される。

単位認定型

「障害学生支援ボランティア実習（広島大学）」「ボランティアの世界（富山大学）」「障がい学生支援入門（岡山大学）」といった科目が開講されており、多くが共通教育科目に位置づけられる。上記の科目に加え、オンライン講座の受講・所定の時間数以上のボランティア活動を行うことで、社会でアクセシビリティを普及・推進するアクセシビリティリーダーの資格取得が可能である。また、広島大学のように、受講者に大学独自の資格（受講科目によってステップアップす

ることが可能)を認定する制度(アクセシビリティサポーター)もある(山本・岡田・山崎・山本・中野・佐野・吉原, 2014)。

アルバイト型

所定の講習を受講した学生が支援に携わるものであり、その支援の内容に応じて報酬が発生する。大学によってその報酬は異なるが、1時間あたり800円～1,500円(実施実績や経験年数によって単価が上昇する場合もあり)、あるいは図書券、学食内で使える食券などの金券が支払われる。障害学生支援部署が支援学生の登録・養成・派遣・マネジメントを行うことが多いが、支援部署の中に学生が運営する組織を置く大学、または学生団体が支援部署と連携しながら活動を行う大学もある。

ボランティア型

養成はアルバイト型と同様の形式をとるが、学生が行う支援に対して報酬は発生せず、ボランティアという位置付けになる。

これまでのところ、多くの大学ではアルバイト型やボランティア型が一般的に行われている。また、支援学生の名称は「学生サポーター(東北大学)」「障がい学生サポートスタッフ(法政大学)」「バリアフリーサポーター(岡山大学)」等が使用されている。

なお、現在多くの大学で実施されている支援対象と支援内容は以下のとおりである。

- 1) 聴覚障害：ノートテイク、PCテイク等の情報保障、視覚教材の字幕起こし
- 2) 視覚障害：点訳、教科書や資料の対面朗読、ガイドヘルプ
- 3) 肢体不自由：移動補助、ノートテイク
- 4) 発達障害：ポイントテイク、学習支援、履修登録相談

本学における取り組み

本学はもともとボランティア活動が盛んであり、多くの学生がボランティアサークルやそれぞれの学類の専門性を活かした独自のボランティア制度(学習ボランティア、被災者支援ボランティア等)に参加している。また、学内でのボランティア活動やピアサポート活動として、新入生サポート、学習サポートなども学生主体で行なわれている。一方で、学内の障害学生に対する支援は、過去に障害学生が在籍していた時期には実施されていたが、当該学生の卒業に伴いその支援は終了し、アクセシビリティ支援室の設置時には障害学生への支援活動が中断した状態であった。そこで、アクセシビリティ支援室が主体となり、平成28年度よりボランティア形式で学生サポーター活動を再開し、翌29年度からは有償での学生サポーター制度を開始した。現在の主な活動内容は、以下に述べる「除雪サポーター」および「ノートテイカーの養成と派遣」である。

除雪サポーター(雪かき協力隊)

本学は、豪雪地帯ではないものの、毎シーズン必ず数回は、除雪を必要とする程度のまとまった降雪がある。また、敷地内の高低差が大きく、斜面や階段が多い立地となっているため、肢体

不自由のある学生にとって、積雪時の移動はきわめて困難を伴う。さらに、路面の融けた雪が再凍結することによって、スリップや転倒の危険性も高まる。そのため、冬季間の除雪対策は、肢体不自由のある学生の安全を確保するために重要な課題である。

もともと本学では、例年各部署に除雪区域が割り振られ、各部署の判断で除雪対応を行っていた。積雪量の多い日は、本学職員が朝や昼休みに職員が除雪していたが、日中の降雪時はそれぞれの業務との兼ね合いがあり、除雪協力が得られにくいこともあった。また、どうしても特定の部署や職員に負担がかかりやすく、職員のみで対応することには限界があった。

そこでアクセシビリティ支援室では、降雪シーズン到来の前に、障害学生の動線を把握し、障害学生と関連部署と合同で打ち合わせを実施することとした。それをもとに、身障者対策重点区域が設定されることとなった。初年度は学内のボランティアサークルに除雪の協力を要請していたが、次年度からは学内で「雪かき協力隊」を募集することとした。

雪かき協力隊はその名称の通り、降雪時の除雪活動を行う学生サポーターである。協力者を集めるために、まず、学内掲示板、学内ポータル、学生への一斉メール等で参加募集を呼びかけた。次に、参加希望学生には申し込み受け付け後にガイダンスを行い、安全な身支度、効果的な除雪の方法等についての講習を受けてもらった。学生は除雪に関する知識および安全対策について学んだ上で、正式に学生サポーターとして登録され、除雪活動に参加している。

実際の除雪活動は、降雪時にメールで一斉に告知し、集合時間までに集まった学生に除雪場所を割り振り、グループで除雪を実施、終了後に活動時間数を記録する、という手順で行われている。また、降雪が止んだ後も、学生とアクセシビリティ支援室スタッフで学内の身障者対策重点地域を見回り、危険箇所の把握および凍結防止活動（氷面の除去、融雪剤散布等）を行っている。除雪活動は冬季の授業期間中（12月以降、正規試験終了日までの降雪日）に実施し、1回の活動時間は1～2時間程度である。

この除雪サポーター制度は、平成29年12月から開始され、これまでに約40名の学生が雪かき協力隊として登録している。平成30年1月末現在で6回の除雪活動を行い、延べ25名の学生が除雪活動・凍結防止活動に参加した。

ノートテイカー

聴覚障害学生の情報保障者となるノートテイカーを養成するため、平成29年度より手書きノートテイカー研修会を実施している。初回は夏季休業中の平成29年8月に聴覚障害学生支援の専門である外部講師を招いて、「ノートテイク講座初級編」として手書きノートテイクの基礎的な講習を行った。2日間の講習会で、参加者は、講義形式の授業やディスカッション等、授業のスタイルに合わせたノートテイク法といった技術面のみならず、ノートテイカーとしてのマナーや、場面に応じたQ&A、聴覚障害当事者の体験談など、多岐にわたる内容を講義・実習形式で学んだ。最後の実習では、本学教員2名の協力により模擬授業が行われ、実際の授業場面とほぼ同じ状況でノートテイクの練習を行うことができた。養成講座には、学生7名、教職員11名が参加し、

「ノートテイカーの立場について考えさせられた」、「模擬講義のテイクはとても難しかったが、実際の授業でも挑戦してみたい」などの感想が寄せられた。その後も、夏季講座とほぼ同様の内容を3回に分けた講習を毎月実施し、学生5名が受講を修了した。さらに、上記の手書きノートテイカー講座受講修了者を対象として、春季休業中にはパソコンでノートテイクを行うPCノートテイク講座の開催を予定している。

取り組みを通して明らかになった課題

雪かき協力隊の活動は、授業の空き時間や放課後を使った活動であり、あくまで授業が優先としている。そのため、学生のスケジュールによっては、参加できる人数が少なかったり、急な降雪時には即時に対応することが困難だったりする場合もある。現状では、学生サポーターが対応できない場合には職員の協力も呼びかけ、バックアップ可能な体制をとっているが、継続して学生サポーター数を増やしていく取り組みが求められる。

また、前述のように本学には坂や階段が多いが、敷地外の通学路（公道）にも階段が存在している。他の通学路に変更し、階段を使わずに通学することも不可能ではないが、かなり遠回りとなってしまうため、肢体不自由のある学生にとって現実的な選択とは言い難い。現状では、除雪が必要な学内の身障者対策重点区域が限定されているため、敷地外の除雪も対応可能である。しかし、今後支援の対象となる学生が増え、除雪が必要な範囲が拡大した場合は、行政と連携して公道の除雪を行うことも視野に入れる必要があるだろう。

加えて、学生サポーターに対する細やかな配慮も必要である。活動時は悪天候や低温下での作業となることが多いため、支援学生の安全確保や健康管理にも十分配慮しなければならない。また、学生サポーターの燃え尽きにも留意する必要がある。支援学生の多くは非常に責任感が強く、決して楽とは言えない作業にもこつこつと誠実に取り組んでいる（このことは本学のボランティア活動に取り組む学生に多く見られる長所である）が、援助欲求の強さ、及び過重な負担は燃え尽きと関連することが指摘されている。（Freudenberger, 1974; 久保, 2007）。学生の燃え尽きを防ぐためにも、学生サポーターに対して、自分たちが行った支援の成果が実感できるような形でフィードバックを行い、活動継続の意欲や動機づけを高めていく必要がある。たとえば、今後支援学生と支援利用学生の意見交換会といった、利用学生の声を直接聴ける機会を設けることなどの取り組みが考えられる。

ノートテイカーについては、本学では現在のところ、情報保障を希望している聴覚障害学生がいない状況である。したがって緊急の養成が必要なわけではなく、今後支援の希望が出されることを見据えてテイカー養成を行っている。一見すると必要性の低い活動にも思われるが、情報保障の必要性が確定してから、つまり合格発表後に聴覚障害学生の入学が決定してからのテイカー養成では、利用学生のニーズに間に合わないという事態になりかねない。そのため、利用学生の有無にかかわらず、ノートテイカーの養成を着実に進めておく必要がある。このことには2つの側面がある。まず、時間的余裕を持って丁寧にノートテイカーを養成することが可能となり、質の高い情報保障に

つながるだろう。その反面、支援対象学生がいない状況が今後も続くような場合は、「他者の役に立ちたい」という気持ちで参加している支援学生の動機づけや意欲の低下を招く可能性がある。したがって、支援学生の動機づけをいかに持続させるかということが課題となる。支援学生の動機づけを維持するだけでなく、学んだ技術の研鑽のためにも、フォローアップ講座を開催することや、式典等でのPC字幕提供など、学生が自分の身に着けたスキルを何らかの形で発揮でき、他者に貢献できる場を提供することが必要であると考えられる。

また、もう一つの課題として、雪かき協力隊と比してノートテイクを希望する学生数が非常に少ないことがあげられる。日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（PEPNet-Japan）では、ノートテイクが無理なく活動できる時間の上限を週に2こま程度としている。ノートテイクは支援学生2人がペアになって行うので、仮に聴覚障害学生1名が入学した場合、履修科目で情報保障を無理なく行うには、1週間に20～30名のテイク学生が必要である。しかし、現段階での登録者数（手書き講座修了者）はおよそその半分にとどまっている。

ノートテイクとして活動するためには、事前研修の受講、および継続的な研修に参加することが不可欠である。このことが、学生にとっては時間的・技術的な負担が大きく、難易度が高いと感じられてしまい、応募者が伸び悩んでいると推察される。今後は、学生が負担になりにくいと感じ、かつノートテイクの質を担保できるような研修会を模索する必要があるだろう。

おわりに

本稿では、本学の学生サポーターによる障害学生支援の取り組みとその課題について述べた。本学では、学生サポーター制度の利用を希望する発達障害のある学生がいなかったため、これまでに発達障害の学生を主眼に置いた取り組みは実施されていない。発達障害のある学生の多くは学習支援や生活面・対人面での課題を抱えており、学生サポーター制度による支援を必要とする学生は潜在的に少なくないと推察される。今後は障害の種別に応じた多様なニーズに対応できるよう、提供可能な支援の幅を広げていく必要がある。

また、学生サポーターとして参加する支援学生数が一定数を超え、その活動が軌道に乗るまでは、学内の既存の学生サポートシステムと連携していくことが重要である。学生サポーター制度が軌道に乗り、学内で認知され、受け入れられるまでにはどうしても時間を要する。それぞれの団体が培ってきた知識・経験・技術が、障害学生支援の分野でも活用されるよう調整・連携を図ることも、アクセシビリティ支援室には求められている。

さらに、学生サポーター制度を利用する障害学生が、支援を受けることによって心理的負担を感じないように支援内容を調整する必要もある。利用学生に「自分のために申し訳ない」と感じさせることは決してよい支援とはいえない、ということである。たとえ役に立ちたいという気持ちから発する行為であっても、望まない支援は利用学生にとって有用ではないばかりか、心理的な負担となりかねない。あくまで主体は利用学生であり、利用学生のニーズをきちんと酌み取った支援になっているか、支援者側の自己満足になってしまっていないか、ということを確認しながら、常に支援

内容を精査していくことが必要である。

障害のある・なしにかかわらず、大学生活を送る上では誰もが支援を受け、また支援を提供する可能性をもっている。利用学生と支援学生がお互いに理解を深め、支援を相互に行うこと、また学生それぞれの得意分野を把握し、活躍できる機会を提供することもアクセシビリティ支援室の役割であるといえるだろう。

文 献

独立行政法人日本学生支援機構 (2017). 平成28年度 (2016年度) 大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書 Retrieved from http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/chosa/__icsFiles/afieldfile/2017/11/09/2016report3.pdf (2018年2月1日).

Freundenberger, H. J. (1974). Staff burn-out. *Journal of Social Issues*, 30, 159-165.

久保 真人 (2007). パーンアウト (燃え尽き症候群) *日本労働研究雑誌*, 558, 54-64.

文部科学省 (2003). 国立大学法人法 (平成十五年法律第百十二号) Retrieved from http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/an/detail/1384226.htm (2018年2月1日).

文部科学省 (2004). 発達障害者支援法 (平成十六年十二月十日法律第一六七号) Retrieved from http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/001.htm (2018年2月1日).

文部科学省 (2006). 教育基本法 Retrieved from http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/an/06042712/__icsFiles/afieldfile/2017/06/13/1237916_001.pdf (2018年2月1日).

文部科学省 (2012). 障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告 (第一次まとめ) Retrieved from http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/24/12/__icsFiles/afieldfile/2012/12/26/1329295_2_1_1.pdf (2018年2月1日).

文部科学省 (2017). 障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告 (第二次まとめ) Retrieved from http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/__icsFiles/afieldfile/2017/04/13/1384405_01_1.pdf
http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/__icsFiles/afieldfile/2017/04/26/1384405_02.pdf (2018年2月1日).

内閣府 (2013). 障害者基本法 (昭和四十五年五月二十一日法律第八十四号) Retrieved from <http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kihonhou/s45-84.html> (2018年2月1日).

内閣府 (2015). 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針 Retrieved from <http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/kihonhoushin/honbun.html> (2018年2月1日).

広島大学アクセシビリティセンター AL育成プログラム Retrieved from

<http://www.achu.hiroshima-u.ac.jp/education/> (2018年2月1日)

富山大学学生支援センター アクセシビリティ・コミュニケーション支援室

アクセシビリティリーダー育成プログラム Retrieved from

<http://www3.u-toyama.ac.jp/support/communication/leader/course.html> (2018年2月1日)

岡山大学学生総合支援センター 障がい学生支援室

アクセシビリティリーダー (AL) について Retrieved from

<https://www.iess.ccsv.okayama-u.ac.jp/shien/syougai/al/> (2018年2月1日)

山本 幹雄・岡田 菜穂子・山崎 恵理・山本 陽子・中野 聡子・佐野 (藤田) 真理子・吉原 正治 (2014). 大学におけるアクセシビリティ支援者の育成と人材活用——広島大学の事例から——総合保健科学, 30, 75-82.

周 英實 (2017). 第1章 障害学生支援の現状と推移 大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査分析報告 Retrieved from

http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/chosa/__icsFiles/afieldfile/2017/09/22/01_chapter1.pdf (2018年2月1日).

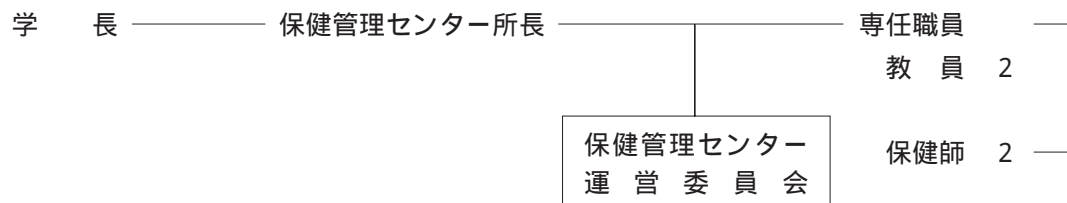
日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク 情報保障評価事業グループ (2007). 大学ノートテイク支援ハンドブック

独立行政法人日本学生支援機構 (2014). 教職員のための障害学生修学支援ガイド (平成26年度改訂版)

保 健 管 理 体 制

福島大学保健管理センター機構図

(平成29年12月現在)



保健管理センター職員名簿

所 長 (併)・教授	小 室 安 宏 (内科・外科)
准 教 授	片 山 規 央 (精 神 科)
保 健 師	角 田 夕 子
保 健 師	黒 澤 恵

保健管理センター非常勤学校医名簿

大原総合病院附属大原健康クリニック	所長 植 木 洋 司 (内 科)
西口クリニック 婦人科	院長 野 口 まゆみ (婦 人 科)

保健管理センターに関する事務職員名簿

学 生 課 長	齋 藤 正 廣
学 生 課 副 課 長	伊 藤 敬 義
学 生 企 画 担 当	矢 内 祐 紀
	渡 辺 昌 樹

保健管理センター運営委員会委員名簿

(平成29年12月現在)

	部 局 等	氏 名
委 員 長	理事・副学長	三 浦 浩 喜
委 員	保健管理センター所長	小 室 安 宏
	保健管理センター専任教員	片 山 規 央
	人間発達文化学類教授	谷 雅 泰
	人間発達文化学類教授	半 澤 康
	行政政策学類准教授	西 田 奈 保 子
	行政政策学類准教授	新 藤 雄 介
	経済経営学類准教授	奥 本 英 樹
	経済経営学類教授	末 吉 健 治
	共生システム理工学類准教授	永 幡 幸 司
	共生システム理工学類准教授	南 部 和 香
	学生課長	齋 藤 正 廣
	人事課長	阿 久 津 秀 美

福島大学保健管理センター規則

制定 昭和56年4月1日
改正 平成14年3月19日
改正 平成16年4月1日
改正 平成17年4月1日
改正 平成19年3月20日
改正 平成21年3月3日
改正 平成22年3月16日
改正 平成24年3月6日

(趣 旨)

第1条 この規則は、福島大学学則（昭和24年6月1日制定）第4条の2第1項の規定に基づき、福島大学保健管理センター（以下「センター」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(業 務)

第2条 センターは、福島大学（以下「本学」という。）の学生及び職員の健康の保持増進を図るため、次の各号に掲げる保健管理に関する専門的業務を行う。

- 一 保健管理計画の企画及び立案
- 二 定期及び臨時の健康診断並びに救急処置
- 三 健康診断に基づく事後措置等必要な指導
- 四 精神的及び身体的な健康相談
- 五 環境衛生及び伝染病の予防についての指導・援助
- 六 保健管理の充実向上のための調査研究
- 七 その他健康の保持増進について必要な業務

(職 員)

第3条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- 一 所 長
- 二 専任教員
- 三 学 校 医
- 四 看 護 師
- 五 その他必要な職員

2 前項に定めるものの他、必要に応じて副所長を置くことができる。

(所 長)

第4条 所長は、センターの業務を掌理する。

2 所長の選考については、別に定める。

(副 所 長)

第 5 条 副所長は、所長を補佐する。

2 副所長は、センターの専任教員のうちから、第 8 条に規定する委員会の議を経て所長が指名する。

3 副所長の任期は 2 年とする。

(専任教員)

第 6 条 専任教員は、保健管理に関する専門的業務を行う。

2 専任教員の選考については、別に定める。

(学 校 医)

第 7 条 学校医は、学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第22条に基づく業務を行う。

(運営委員会)

第 8 条 センターの運営に関する重要事項及びセンターの教員の人事に関する事項を審議するため、福島大学保健管理センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関する必要な事項は、別に定める。

(事 務)

第 9 条 センターに関する事務は、学生課において処理する。

(規則の改正)

第10条 この規則を改正するときは、運営委員会の議を経なければならない。

附 則

1 この規程は、昭和56年 4 月 1 日から施行する。

2 第 2 条各号に規定する業務のうち職員に係る事務については、第 8 条の規定にかかわらず、福島大学健康安全管理規程（昭和50年 5 月30日制定）の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成14年 3 月19日から施行し、平成14年 3 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成14年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行し、平成24年4月1日より任期が開始する所長の選考時から適用する。

福島大学保健管理センター運営委員会規程

制定 昭和56年4月1日
改正 平成13年3月26日
改正 平成14年3月19日
改正 平成14年3月27日
改正 平成16年4月1日
改正 平成16年9月21日
改正 平成17年4月1日
改正 平成19年3月30日
改正 平成20年3月31日
改正 平成22年4月20日
改正 平成24年3月27日
改正 平成26年3月31日

(趣 旨)

第1条 この規程は、福島大学保健管理センター規則（昭和56年4月1日制定。以下「規則」という。）第8条第2項の規定に基づき、福島大学保健管理センター運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 学生の保健管理の基本方針に関すること。
- 二 規則第2条各号に定める業務の実施に関すること。
- 三 保健管理センター（以下「センター」という。）の施設及び設備の整備に関すること。
- 四 センターの教員の人事に関すること。
- 五 その他センターの運営に関する重要事項。

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 副学長のうち学長が指名した者（以下「副学長」という。）
- 二 センター所長
- 三 専任教員
- 四 各学類の教員 各2人 計8人
- 五 学生課長
- 六 人事課長

2 前項第4号の委員は、当該学類において選出し、学長が任命する。

(委員の任期)

第4条 前条第1項第4号の委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の任期の残余の期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、副学長をもって充てる。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(会議の招集及び議長)

第6条 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

2 委員長は、委員の半数以上が会議の開催を要求した場合は、速やかに会議を招集しなければならない。

(定足数及び議決)

第7条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 第3条第1項第5号及び第6号の委員は、第2条第4号に規定する議事には加わらないものとする。

4 第2条第4号に規定する議事は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、出席した委員の3分の2以上をもって決する。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会は、必要に応じて委員以外の者を出席させることができる。

(事務)

第9条 委員会に関する事務は、学生課において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、委員会において定める。

附 則

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

2 この規程の施行日後、最初に選出される第3条第1項第3号に規定する委員のうち、各学類が指定する1人の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず平成18年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日より施行する。
- 2 この規程による改正後の第2条の規定は、平成24年4月1日より任期が開始する所長の選考時から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日より施行する。
- 2 この規程による改正後の第3条の規定は、平成26年4月1日より任期が開始する所長の選考時から適用する。

福島大学保健管理センターの所長及び 教員の選考に関する規則

制定 昭和56年4月1日
改正 平成14年3月27日
改正 平成16年4月1日
改正 平成17年4月1日
改正 平成24年3月6日
改正 平成26年3月6日
改正 平成27年2月16日

(趣 旨)

第1条 この規則は、福島大学保健管理センター規則（昭和56年4月1日制定）第4条第2項及び第6条第2項の規定に基づき、保健管理センター（以下「センター」という。）の所長及び教員の選考に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所長の選考)

第2条 所長は、センターの専任教員のうちから、学長が選考する。

(選考の時期)

第3条 所長の選考は、次の各号の一に該当する場合に行う。

- 一 所長の任期が満了するとき。
- 二 所長の辞任を承認したとき。
- 三 所長が欠員となったとき。

2 前項第1号に該当する場合の選考は、任期満了の30日前までに、同項第2号又は第3号に該当する場合の選考は、速やかに行うものとする。

(任 期)

第4条 所長の任期は2年とする。ただし、辞任したとき、又は欠員となったときの後任者の任期は、前任者の任期の残余の期間とする。

2 所長は、再任することができる。

(教員の選考)

第5条 教員は、福島大学保健管理センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）の議を経て、学長が選考する。

2 教員の候補者は、保健管理センター教員審査委員会（以下「審査委員会」という。）において選定する。

(審査委員会)

第6条 審査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 所 長
- 二 専任教員

三 各学類の教員 各1人 計4人

- 2 審査委員会に委員長を置き、所長をもって充てる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。
- 4 第1項第3号に掲げる委員は、学長が提議したとき、運営委員会規程第3条第1項第4号に規定する委員の中から各学類において選出する。
- 5 審査委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は、出席した委員の過半数をもって決する。

附 則

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日後、最初に選出される所長の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず平成20年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行し、平成24年4月1日より任期が開始する所長の選考時から適用する。

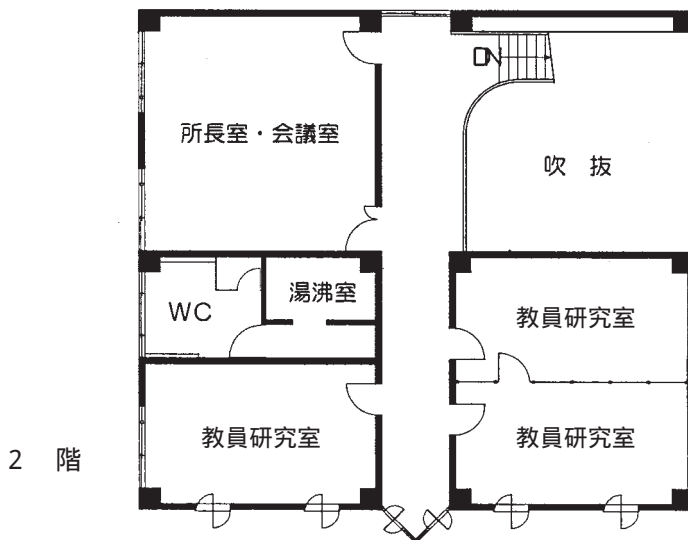
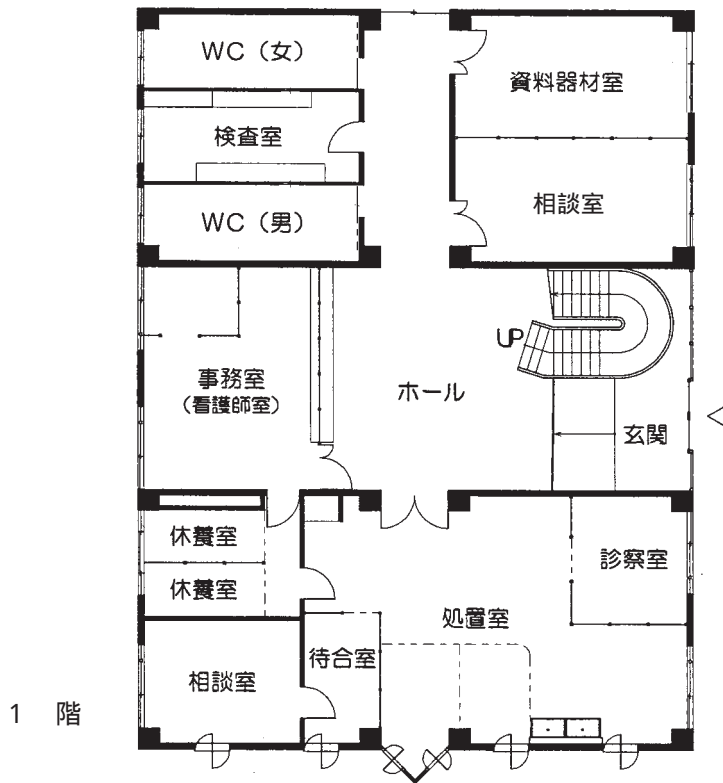
附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行し、平成26年4月1日から任期が開始する所長の選考時から適用する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

保健管理センター平面図



階	面積
1	279 m ²
2	162 m ²
計	441 m ²

沿 革

昭和56年 4月	福島大学に保健管理センター設置 福島大学西村嘉太郎学生部長が保健管理センター所長事務取扱 福島県立三春病院長より尾形学教授就任 福島県立医科大学より石下恭子講師就任 福島大学学生部厚生課から安達文子看護師配置換
昭和56年 8月	保健管理センター初代所長に尾形学教授就任
昭和56年11月	田村喜恵子看護師採用
昭和57年 3月	保健管理センター専用建物竣工
昭和58年 7月	第21回全国大学保健管理研究集会東北地方研究集会開催
昭和58年 8月	石下恭子講師保原保健所長へ転出
昭和58年12月	福島県立医科大学より渡辺厚講師就任
昭和60年 4月	田村喜恵子看護師退職につき、酒井コウ看護師採用
昭和60年 8月	尾形学所長任期満了につき、鈴木善弘教育学部教授所長就任
昭和61年 4月	安達文子看護師定年退職につき、斑目敦子看護師採用
昭和62年 4月	渡辺厚助教授昇任
昭和62年 5月	保健管理センター健康管理システム導入
昭和62年 8月	鈴木善弘所長任期満了につき、宮島宏志郎経済学部教授所長就任
平成元年 8月	宮島宏志郎所長任期満了につき、尾形学保健管理センター教授所長就任
平成 2年 7月	第28回全国大学保健管理研究集会東北地方研究集会開催
平成 3年 8月	尾形学所長任期満了につき、村上直治教育学部教授所長就任
平成 5年 8月	村上直治所長任期満了につき、尾形学保健管理センター教授所長就任
平成 7年 8月	尾形学所長任期満了につき、菅野雄行政社会学部教授所長就任
平成 9年 7月	第35回全国大学保健管理研究集会東北地方研究集会開催
平成 9年 8月	菅野雄所長任期満了につき、尾形学保健管理センター教授所長就任
平成11年 8月	尾形学所長任期満了につき、土井幸一郎経済学部教授所長就任
平成12年 3月	尾形学保健管理センター教授退官
平成12年 4月	渡辺厚教授昇任
平成12年 4月	アメリカヴァージニア州立大学より渡辺英綱助教授就任
平成13年 8月	土井幸一郎所長任期満了につき、渡辺厚保健管理センター教授所長就任
平成15年 8月	渡辺厚所長任期満了につき、昼田源四郎教育学部教授所長就任
平成15年10月	平成15年度北海道・東北地区メンタルヘルス研究協議会開催
平成16年 7月	第42回全国大学保健管理研究集会東北地方研究集会開催
平成17年 8月	昼田源四郎所長任期満了につき、渡辺厚保健管理センター教授所長就任

平成21年 3月	酒井コウ看護師退職
平成21年 5月	渡辺千秋看護師採用
平成21年 6月	渡辺英綱准教授副所長就任
平成23年11月	渡辺英綱副所長退職
平成23年12月	川上敦子看護師、渡辺千秋看護師退職
平成24年 1月	角田夕子保健師、鈴木恵保健師採用
平成24年 4月	渡辺厚所長任期満了につき、工藤孝幾理事・副学長所長就任
平成24年 4月	宇野友康准教授就任
平成26年 4月	工藤孝幾理事・副学長所長任期満了につき、渡辺厚保健管理センター教授 所長就任
平成27年 1月	黒澤恵保健師産休により齋藤広美看護師採用
平成27年10月	宇野友康准教授退職
平成28年 2月	齋藤広美看護師退職、小室安宏教授採用
平成28年 3月	黒澤恵保健師産休より復職
平成29年 3月	渡辺厚保健管理センター教授所長退職
平成29年 4月	小室安宏保健管理センター教授所長就任、片山規央准教授採用

あ と が き

平成28年9月、義務化されてから初めての第一回ストレスチェックを行いました。全職員645人中409名、63.4%の方に提出していただき、これは前年の45.8%を大きく上回るものであります。当大学では数年前より前任の渡辺先生がストレスチェックを行っており、教職員への周知がなされているという状況に加えて、事務方の案内等の努力のおかげでもあります。平成29年はさらに上回る提出をいただける見込みで、今後は個別・職場分析に加えて、よりストレスを減らすために対応策などを周知してまいりたいと考えております。

また、健康診断も例年どおり多くの学生に受診していただきました。二次検査に回った学生の中には疾患が見つかる場合もあり、今後もしっかりとその役目を果たしていかなばならないと考えております。

センターの業績です。2017年版のCAMPUS HEALTHに、症例報告「学内にて自動体外式除細動器を含めた心肺蘇生法により救命しえた事例」が掲載されました。また、第55回全国大学保健管理研究集会東北地方研究集会にて、「他機関との連携による若者向け自殺予防の取り組み」を発表させていただきました。これについての論文は同じCAMPUS HEALTHにアクセプトされ、2018年版のものに掲載予定です。少ない人員の部署ですが、毎年少しずつでも外部に発信できたらと思っています。

このあとはがきは昨年に引き続き2回目の担当となりました。今後も日常の業務とともに教育や研究活動も充実させ、よりよいセンターにしてまいりたいと考えております。

福島大学保健管理センター

小室安宏

福島大学保健管理センター紀要第32号
(平成28年度)

平成30年2月発行

編集発行：福島大学保健管理センター

〒960-1296 福島市金谷川1番地

電話 (024) 548-8068

FAX (024) 549-5015

印刷所：有限会社 吾妻印刷

〒960-8074 福島市西中央四丁目25

電話 (024) 534-0342